



令和 4 年 月 日

青森市長 小野寺 晃彦 様

青森市廃棄物減量等推進審議会

会長 佐々木 重光

し尿収集運搬料金基準額の改定について（答申）

令和 4 年 7 月 27 日付け青市清管第 74 号にて諮問のありました標記事項について、下記のとおり答申します。

記

1 本市のし尿収集運搬料金基準額は、消費税率の引上げに伴うもの以外は、青森地区では平成 10 年から、浪岡地区では平成 15 年から料金の見直しを行っておらず、本市のし尿の処理量は減少傾向にあり、また、原油等の価格が高い水準で推移していることから、現在のし尿収集運搬料金では、許可業者の業務運営が不安定となり、市民サービスの低下につながる懸念されます。

このことから、し尿収集運搬料金基準額を改定する必要があると考えられ、また、その検討に当たって、

- (1) 原価計算について、し尿収集運搬業務の直接的な活動により発生する車両費等の直接費と当該業務の維持管理で発生する事務費等の間接費の合計に、事業収益を加えたし尿収集運搬車両 1 台 1 か月当たりの総合計から、1 か月当たりのし尿収集量を割ることにより、し尿収集運搬料金基準額を算出すること。
- (2) 下水道使用料との比較について、公共下水道等を利用する世帯とくみ取り世帯との負担に著しい差が出ないようにすること。
- (3) 他自治体との比較について、平成 20 年度以降に料金を改定している八戸市及び弘前市と比較し、し尿収集運搬料金基準額及びその見直しによる増減率に著しい差が出ないようにすること。
- (4) 浪岡地区について、青森地区と同額にすると高い増加率となるため、利用者が許容できる、青森地区と同じ増加率とした基準額とすること。

の 4 点に留意し、審議を行ったものであります。

審議の結果、し尿収集運搬料金基準額について、青森地区は、180リットル当たり1,692円（税抜き）を基本料金とし、180リットルを超える場合の超過料金を1リットル当たり9.40円（税抜き）とすることが適当と考えます。浪岡地区は、180リットル当たり1,526円（税抜き）を基本料金とし、180リットルを超える場合の超過料金を1リットル当たり8.48円（税抜き）とすることが適当と考えます。

- 2 し尿収集運搬料金の変更に当たっては、利用者への周知期間を十分に設ける必要があるため、料金の変更を実施する場合は、令和5年4月1日とすることが適当と考えます。また、し尿収集運搬許可業者は、市と連携して利用者へのきめ細やかな周知活動を行う必要があると考えます。